○農林水産省告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県日田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県苫田郡鏡野町中谷字芦谷奥五九九の二、六〇一の二、六〇六の二、六〇七の一、六〇七の二、字若畑奥七五四、七五六の一から七五六の五まで、七五八、七六〇の二、七六六の二、字桧ケ仙七五五の一、七五五の二、字落合下一〇八〇の二、一一二の二、一一五の二、一一五八の二、字落合一一五九の二、一一六一の二、一一九六、一一九七の二、字栗木原一三〇〇、字古見一六七四、一六七八の一、一六七八の二、一六八〇、一六八一、一六八三、一六八九の一から一六八九の四まで、一六九三の一から一六九三の七まで、一七二〇、一七二四、一七三三、一七三五、一七三六の二、一七三九から一七四一まで、一七四五、一七四六、一七六三、字大成東奥二六二五の二、二六二六の二、二六四四の二、二六四五、字大成西二八〇六の一、二八〇七の二、二八〇七の三、二八〇七の六から二八〇七の八まで、二八〇九の一、二八〇九の一〇、二八〇九の一四、二八〇九の一七、二八〇九の一八、字北向三〇九二の二、字大倉三七七〇の二、三七七〇の一五、三七七〇の一六、字奥尺ノ尾一二七三の一、一二七三の二、一二八四、一二九九、一三〇一、一三〇三、一三〇六から一三〇八まで、一三一六の二、一三一七、一三一八の二、一三一九、字尺ノ尾一三二四、一三二八、一三三〇、字古見谷一六六五、一七七七、字明言一六八二、一六八四、字明言口一六八五、字古見ケ段一六八七、字古美一七二二、字アサドリ一七三〇、一七三二、奥津字笹畑六七六の一から六七六の四まで、字芦原細合奥六八二の一〇、六八二の三五から六八二の三九まで、六八二の四三、六八二の七四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市千屋字鈴上奥一二七一、字細ボソ一二七二、字セトノ奥一二七三、字ツツラ畑一二七四、字穴ケ峠一二七六、字子ヤトコ一二七七の一、一二七七の二、字荒迫一二七八の一から一二七八の三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　岡山県美作市位田字トチ谷一〇〇三の二、一〇〇三の三三、大原字トヤノヲロ五六五の一から五六五の六まで、字トヤノ尾五六六から五六八まで、字大石上五六九、字清水畑五八四、字兼坂五八六、字亀河原六〇二の一、字カヤノ尾六七〇、六七一の二、六八三、六八四、六八七、字西谷カケ六七五、六七六、字道ノ下タ六九七、東青野字杉ノ奥八四の一から八八四の三まで、八八四の五、後山字日名倉山一五九〇の一から一五九〇の八まで、一五九〇の一一、一五九〇の一三、一五九〇の一六、一五九〇の一八、真庭市向津矢字奥本垰七六二の一、七六六の一、字奥谷七六三の一、字本垰七六七の一、七六八の一、七九一の一、八七二の二、字柳ケ垰八七三の二、八七四の二、栗原字稗田三一〇〇の一、字荒神ノ上三一〇二の一、字杉山三一〇四の一、字八小谷奥右二八七二、字八小谷右二八七三の一、字中阿弥二八七四、字サアマン滝二八七五、字茶臼岩二八七六、二八七七、字豆滝二八七九の一から二八七九の三まで、字胡麻摺二八八〇、字地岳谷二八八一の一、二八八一の二、字地岳谷右二八八二の一、二八八二の二、上河内字中ノ谷二七七二の一、二七七二の五から二七七二の七まで、字中ノ谷奥二七七三の二、字一ノ谷二六三八の一、二六三八の四、二六三八の一四、二六三八の一五、新見市大佐大井野字雄山二の二、二の四二、二の四三、二の一三八から二の一四五まで、二の一九八、字栃ノ木一三、字丸山二七二六の一、二七二六の四、二七二六の一一、字池ノ平二七六三の一、二七六三の二、二七六七、二七六八、字土山二七七五の一、字田ノ河内二七七六の五、二七七六の六、字滝下二八五五から二八五八まで、字桧谷尻二八五九、字中ノ河内大平二八六〇、字菅谷奥二四三四の三、二四三四の四、二四三四の六、字菅谷二四三五の一、二四三五の一二、二四三五の一三、二四三五の二二から二四三五の二四まで、字上ケ平山二七六五、二七六六、字ハダカ三三二五の一四から三三二五の一七まで、三三二五の二六、三三二五の四一から三三二五の四四まで、字アソヲ三五〇八の三

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県美作市北原字才谷一〇三の三、大原字大平下五三の一から五三の三まで、字大杷ノコウ二一一三の三、二一一三の一七、二一一三の一八、二一一三の二二、二一一三の二三、字札松二一一七の一、二一一八の一、二一二三